

意見書

令和3年12月6日

郵政民営化委員会事務局 御中

[個人 / 法人又は団体]

※個人、法人又は団体の別を○で記入願います。
法人又は団体の代表者が個人として意見を提出
する場合は、個人に○を付けてください。

郵便番号 106-0032

住 所 東京都港区六本木1-7-27

提出者名 全国郵便局長会

会 長 末 武 晃

連絡先

かんぽ生命保険の医療特約の改定等に関する郵政民営化委員会の調査審議に
おける意見聴取に際し、以下のとおり意見を申し述べます。

まずは、今般の年末年始ごあいさつ用カレンダーの配布問題につきまして、
お客さまをはじめ関係者の皆さまに多大なご迷惑をお掛けしましたことを謹ん
でお詫び申し上げます。

さて、これまで全国郵便局長会は、「経営の自主性、創造性及び効率性を高
めるとともに公正かつ自由な競争を促進し、多様で良質なサービスの提供を通
じた国民の利便の向上及び資金のより自由な運用を通じた経済の活性化」とい
う郵政民営化法の基本理念を実現するためには、「日本郵政グループの一体経
営の確保」、「金融2社への上乗せ規制の撤廃」や「ユニバーサルサービスコス
トの負担」等について、さらなる検討と環境整備が必要不可欠と主張してまい
りました。

とりわけ、金融2社（ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険）のいわゆる上乗せ規
制については、日本郵政グループの企業価値を高めるためにも早期に撤廃し、
経営の自由度を高めていただき、社会の要請に合致した魅力ある商品や新サー
ビス、新規業務を他の金融機関と同様に速やかに実施できるよう、公平な条件
としていただきたいと考えております。

今般公表された「かんぽ生命保険の医療特約の改定等」については、ご加入しやすいプランが提案できる医療特約を目指し、

- ① 死亡保障と医療保障の必要額を設定する自由度を高め、保険料を抑えて手厚い医療保障を提供
- ② 短期入院でも手厚い保障の提供を実現
- ③ 重篤な疾患で長期入院した場合にはさらに手厚い保障の提供を実現

といった内容に改定するものであり、利用者にもたらされる利便性の向上を実感できる新商品であることから、お客さまと直接接する私どもとして、本改定案に賛同し、早期にお客さまへ積極的に提供していきたいと考えます。

かんぽ生命保険の新規業務の届出制への移行に伴い、かんぽ生命保険において商品開発を行えば、郵便局ネットワークを活用し、全国あまねく公平に、採算が合わない離島や山間僻地にも、その商品を早期に安定的に提供できるようになったと考えております。

郵政民営化委員会においては、郵政民営化法の基本理念を踏まえ、利用者にもたらされる利便性の向上を最も重視いただき、調査審議の必要性の判断を含め、速やかなかんぽ生命保険の新規業務実施への支援をお願いいたします。

また、「株式会社かんぽ生命保険の新規業務に関する届出制の運用に係る郵政民営化委員会の方針」（令和３年１０月）に対する主な意見に対する郵政民営化委員会の考え方（令和３年１１月１０日公表）において、「かんぽ生命の新規業務の実施状況を踏まえながら、必要があれば、当委員会において確認や検証等を行うことについて検討して参りたい。」とされていますが、認可制から届出制への移行により調査審議の簡素化等を図ることに鑑み、業務開始後の確認や検証等により、これまで以上の規制強化とならないようお願いしたいと考えます。

以 上